

議員提出議案第1号

交野市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別記のとおり地方自治法第112条及び交野市議会会議規則第14条の規定により提出します。

条例案……別記

令和6年2月26日提出

提出者	交野市議会議員	安部敬子
提出者	交野市議会議員	岡田伴昌
提出者	交野市議会議員	坂本  顕
提出者	交野市議会議員	中谷政人

提案理由 交野市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管の改正を行いたいため。

交野市議会委員会条例の一部を改正する条例案

交野市議会委員会条例の一部を改正する条例

交野市議会委員会条例（昭和４７年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中クをケとし、キをクとし、カの次に次のように加える。

キ 農業委員会の所管に属する事項

第２条第２項第２号オ中「都市計画部」を「都市まちづくり部」に改め、同号中カ及びキを削り、クをカとし、ケをキとする。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。